

第46回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 26 日（月） 午後 3 時～午後 5 時
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎 3 階 304 号会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 竹村課長、前島企画幹、竹内担当係長、永原主事、水越主事
- 4 議 題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 意見聴取案件について
 - (3) その他
- 5 経 過
 - (1) 3 月 19 日（月） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - (2) 3 月 20 日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料（追加分）を事前送付
 - (3) 3 月 26 日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
 - (4) 3 月 29 日（木） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

事務局： これより、第46回個人情報保護運営審議会の開会をさせていただきます。
本日は委員の皆さまの新たな任期における初めての審議会でございます。会長を選出して頂くまでの間、事務局において進行を務めさせていただきます。それでは、最初に会長の選出を議事とさせていただきます。長野県個人情報保護運営審議会規則第2条第1項におきまして、「審議会に会長を置き、委員が互選する」と定められております。ご推薦などございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 引き続き中村委員さんをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局： 中村委員に引き続き会長を、というお声ですが、いかがでしょうか。
それでは、中村委員に引き続き会長をお願いすることと決定いたします。

事務局： 続きまして、会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。同じく長野県個人情報保護運営審議会規則第2条第3項におきまして、会長が会長職務代理者を指名することとされておりますので、中村会長からご指名をお願いしたいと思います。

会長： そうしましたら、会長職務代理者につきましては引き続き、中嶋委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局： それでは、個人情報保護運営審議会の審議に移りたいと思いますが、これ以降の進行、中村会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

会長： それでは、定型案件の審議から入ります。案件一覧表1ページ、番号306番の「県立大学設立準備課」から、番号322番の「人材育成課」の案件につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号306～322番）

会長： ありがとうございます。何かご意見ご質問はございますか。
一般案件にまいります。案件一覧表2ページ、番号323番の「保健・疾病対策課」から番号335番の「南信工科短期大学」の案件について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 323～335 番）

会長： 何かご意見ご質問ございますか。それでは、案件一覧表 3 ページ、番号 336 番から番号 342 番の「総合リハビリテーションセンター」の案件について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 336～342 番）

会長： 法定代理人関係というのは条例上は入っていないということですか。

事務局： 条例上は、あくまでも本人の同意とした書きぶりとなっています。

委員： 今お話を聞いて、おさらいをしていたのですけれども、この事案というのは、法定代理人じゃなくて後見人のケースですか。

事務局： はい。

委員： 後見人は、弁護士とは別の親族の方になっている。

事務局： はい、親族の方がなります。

委員： それで、その法廷代理人が、弁護士に訴訟委任して訴訟をおこしているというケースですか。

事務局： はい。

委員： 当初は、法定代理人が訴訟提起を弁護士に委任したのだから、当然の同意があるのではないか。であれば、改めて議論する必要はないのではないかという議論をしたのですが、長野県個人情報保護条例の第 5 条の同意は、規定上の条文の書きぶりが本人同意という書き方だけなんです。もうひとつ、「または法定代理人」という書きぶりはどこの条文ですかね。

事務局： 第 10 条の第 2 項です。

委員： 第 10 条第 2 項の開示請求権の場合ですね。この場合は、法定代理人と、

わざわざ書いてあります。第 10 条になぜ法定代理人と書いてあるかに関しては、拡張した方がいいという趣旨がひとつ背景にあるんですね。

それでは、どうして第 5 条に法定代理人と書いていないのかということからすると、この本人同意を拡張しないで書いてあることに、意味があると思います。であれば、文理解釈どおり解釈し、本人の同意がない場合は、この審議会の審議を経た方がいいのではないかと考えることにしたいです。

会 長： 限定解釈して、目的外提供のケースに関しては慎重に審議会の意見を聞いた方がいいという感じになるのですかね。

事 務 局： そうですね、現時点はそのように解釈して、他県の解釈の仕方等、また他県の担当者の方にお聞きしながら、進めていきたいと思います。

委 員： 今回のケースのように、後見人が法廷代理人になるということは、結構多いのですか。

委 員： いわゆる、親族後見の方ですかね。一時は多かったのですが、だんだん少なくなってきています。専門職後見よりも、全国的な割合は少なくなってきていますが、親族が後見人になるというケースもまだあります。

委 員： 悪意の後見人も、中にはいるということもありますよね。

委 員： 後見人は裁判所が選任し監督します。ですから不正事案については裁判所の監督で解任するということになっています。専門職後見の不正事案もありますが、リスクは極めて少ないということで専門職後見が増えていきます。悪意の後見人については、本当の悪意かどうかわからないですけども、そういうことはあります。

委 員： ありがとうございます。

会 長： 慎重に運用するという趣旨のようでございますか。よろしいですか。

それでは案件一覧表 4 ページ、番号 343 番の「医療推進課」から番号 353 番の「農村振興課」の案件について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 343～353 番）

- 会 長： ありがとうございます。何かご意見ご質問ございますでしょうか。
- 委 員： 343 番の看護職員修学資金の貸与事務について、債権回収会社に委託するというのが出てきます。今回こういった債権回収会社と委託契約を結ぶわけですけれども、契約書には再委託はしないといったような条項が盛り込まれているのですか。再契約しないという契約書にうたってあるとしたら、管理監督がなされて、個人情報が出回るようなことはないのかどうか、その辺りについてお聞きしたいです。
- 事 務 局： 通常は再委託の禁止ということで規定しています。予め再委託することに理由があると判断した場合について、個別に特例を認める場合以外は、基本的には再委託禁止ということで県全般に行っています。
- 委 員： 157 ページの「生活保護事務」についてですが、磁気ファイルへ全ての個人情報の項目を写すという意味で、全部載せているというわけですか。本当に全部の項目が必要なのかどうか、その必要性みたいな話というのは、どう考えればよろしいのでしょうか。
- 事 務 局： 生活保護の受給者に対して、県の方から時に面談を行う必要があります。面談を行うにあたり、受給対象者が話した内容をそのまま書き写すため、その方達がどういったことを話すのか、フィルターがかけられないため、そういった点から全ての項目にチェックが入っています。
- 委 員： はい、わかりました。
- 会 長： いつかも、別件でそういうご説明ありましたね。例えば、犯罪の経歴にもチェックがありますが、全くそういう話が出なかった場合には、こちらから積極的に事情聴取するのですか。
- 事 務 局： 積極的に聞くというわけではないです。こちらの方から聞くというよりは、相手の方が話された内容を、逐語でない可能性もありますが、そのような話に及んだ場合には、記録として残させて頂きますという趣旨です。
- 会 長： こちらから積極的に聴取しますということではないということですね。よろしいですか。では、続けてます。案件一覧表の 4 ページ、番号 354 番の

「木曾地域振興局総務管理課」から番号 370 番「心の支援課」の案件について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 354～370 番）

会長： ありがとうございます。ご意見ご質問はありますか。

委員： 今の SNS 相談の事務ですが、相談機関は具体的にはどういうところですか。

事務局： これから相談機関を、公募いたします。相談は、相談員 10 名による対応というような体制で、相談に応じることのできる機関が公募し、それを我々の方で選定して契約を締結するというような流れになります。

委員： 具体的にこのようなところというような話はわからないのですか。

事務局： 具体的な業者は、これから教育委員会の心の支援課で手続を取ります。こんなところを想定というところがあればひとつ確認をして、その範囲でお答えしたいと思います。情報管理をしっかりと頂かないといけないところなものですから、どう担保していくのかも含めて想定があるか。そこを確認したいと思います。

会長： はい。他にいかがでしょうか。
続けてまいります。案件一覧表 6 ページ、番号 371 番から番号 382 番の「人事委員会」の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 371～382 番）

会長： ありがとうございます。何かご質問ご意見ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長： よろしいですか。続きまして、案件一覧表 7 ページ、番号 383 番の「警察本部長」から番号 394 番の「公益企業管理者 水道事業課」の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 先程の委員から質問のありました、具体的な相談受託機関について担当課に確認しましたのでお答えします。具体的には関東の会社の〇〇や関西の〇〇といったような事業者がございます。この事業者は他県や市で、委託を受けており、今回のプロポーザルに参加を想定されるということでございます。こういった会社には、臨床心理士や元教員など、様々な方が所属しているということで、相談体制や個人情報の管理についても厳格な対応が取れる業者であると確認をとりました。

委員： ありがとうございます。

事務局： (説明 番号 383～394 番)

会長： 何かご意見ご質問ございますか。
それでは続きまして登録簿廃棄案件の審議に入りますが、案件一覧表 7 ページの「人事委員会」の番号 395 番の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局： (説明 番号 395 番)

会長： ありがとうございます。廃棄案件についていかがでしょうか。

委員： (意見、質問なし)

会長： 続きまして追加の番号 396 番から 402 番まで「資源循環推進課」の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： (説明 番号 396～402 番)

会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員： (意見、質問なし)

会長： よろしいですか。それでは以上で、本日の意見徴収案件については全て終了しました。今回の審議会では、特に意見のついた案件はございませんでしたので、全件適当という意見でよろしいですか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、議事のその他に移ります。まず議事録の確認を行います。事前に前回第45回の審議会の会議録を事務局からお送りしてございますけれども、記載内容について何かご意見等ございますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは第45回の審議会の会議録についてはこの内容で確定させていただきます。続きまして、次回の審議会の日程について調整させていただきたいと思っておりますので事務局からお願いします。

（日程調整）

会 長： 7月31日（火）1時半から3時半ということで、おおよそ2時間程度ということで、ご予約下さい。他に何かよろしいですか。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を、終了とさせていただきたいと思っております。お疲れ様でした。